



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 2 0 号 の 2

平成24年(2012年)3月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	<b>議会告示</b>
<b>議会規則</b>		金沢市議会議員政治倫理要綱の一部改正につ
金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則		いて (議会事務局) 1
(議会事務局)	1	<b>消防局訓令甲</b>
		金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正
		について (警 防 課) 2

## 議 会 規 則

金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月12日

金沢市議会議長 上 田 章

### ●金沢市議会規則第1号

金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則

金沢市議会傍聴規則(昭和54年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議 会 告 示

### ●金沢市議会告示第1号

金沢市議会議員政治倫理要綱(平成13年議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月12日

金沢市議会議長 上 田 章

第2条第5号を削り、同条に次の1項を加える。

2 この規準の細部については、別途運用規程で定める。

第3条を次のように改める。

(措置)

第3条 この要綱の規定に違反し、政治的又は道義的に責任があると認められる議員に対しては、次に掲げる措置を執ることができる。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会における役職辞任の勧告
- (3) 議会の会議への出席自粛の勧告
- (4) その他必要な措置

本則に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第1号

消 防 局  
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程（平成8年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月12日

金沢市消防長 山 田 弘

第4条第2項の表中 「金沢市駅西消防署鳴和出張所 金沢市神宮寺2丁目11番12号」を

「金沢市駅西消防署小坂出張所 金沢市三池町197番地55」に改める。

第5条第1項の表中 「鳴和出張所 鳴和第1グループ 鳴和第2グループ」を

「小坂出張所 小坂第1グループ 小坂第2グループ」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年3月19日から施行する。

平成24年(2012年)3月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)3月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄